

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（附則第二条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（附則第三条関係）	2
○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）（附則第四条関係）	4
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（附則第五条関係）	5
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（附則第六条関係）	7
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（附則第七条関係）	9
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（附則第八条関係）	11
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（附則第九条関係）	12
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（附則第十条関係）	14

改正案	現行
<p>（保険医療機関等の指定の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十三条の三 法第六十五条第三項第三号、第七十一条第二項第二号、第八十条第七号、第八十一条第四号、第八十九条第四項第五号及び第九十五条第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>2 法第八十条第九号、第八十一条第六号及び第九十五条第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p>	<p>（保険医療機関等の指定の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十三条の三 法第六十五条第三項第三号、第七十一条第二項第二号、第八十条第七号、第八十一条第四号、第八十九条第四項第五号及び第九十五条第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第八十条第九号、第八十一条第六号及び第九十五条第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>第二十五条の七（略）</p> <p>② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>第二十五条の十二（略）</p> <p>② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p> <p>第二十七条の十一（略）</p> <p>② 前項に掲げるもののほか、指定障害児入所施設のうち障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p>	<p>第二十五条の七（略）</p> <p>② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十五条の十二（略）</p> <p>② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十七条の十一（略）</p> <p>② 前項に掲げるもののほか、指定障害児入所施設のうち障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p>

一〇七
八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
(略)

一〇七
(新設)
(略)

改 正 案	現 行
<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p>	<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）、薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の規定とする。</p> <p>（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）の規定とする。</p> <p>（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>

、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

附則

（法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定とする。

、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

附則

（法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。

改正案	現行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>十六～二十二 （略）</p> <p>二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第五号、第百十五条の十二第二項第五号及び第百十五条の十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）</p> <p>十六～二十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号</p>

、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第一百五條の九第一項第九号、第一百五條の十九第十一号及び第一百五條の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十五 (略)

二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第一百五條の九第一項第九号、第一百五條の十九第十一号及び第一百五條の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十五 (略)

(新設)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条第三項第四号（法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五号の二第二項第五号、第百十五号の十二第二項第五号及び第百十五号の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>十六～二十二 （略）</p> <p>二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条第三項第四号（法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五号の二第二項第五号、第百十五号の十二第二項第五号及び第百十五号の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）</p> <p>十六～二十二 （略）</p> <p>（新設）</p>

<p>(指定の取消し等に係る法律)</p> <p>第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第四百十四条第一項第十号、第四百十五条の九第一項第九号、第四百十五条の十九第十一号及び第四百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〇二十五 (略)</p> <p>二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p>	<p>(指定の取消し等に係る法律)</p> <p>第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第四百十四条第一項第十号、第四百十五条の九第一項第九号、第四百十五条の十九第十一号及び第四百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〇二十五 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百三十六（略）</p> <p>四百三十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>四百三十八 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百三十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百三十七 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二号（略）</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）</p> <p>（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）</p> <p>第二十六号（略）</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</p> <p>（法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項</p>	<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二号（略）</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）</p> <p>第二十六号（略）</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項</p>

第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十五 (略)

十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(新設)

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十五 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（研究開発振興課の所掌事務）</p> <p>第三十九条 研究開発振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に関する事（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十五条第一項第七号及び同条第二項第三号に掲げる業務に関する事に限る。）。</p> <p>四（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事（医政局及び他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四（略）</p>	<p>（研究開発振興課の所掌事務）</p> <p>第三十九条 研究開発振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事（審査管理課、安全対策課及び監視指導・麻薬対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p>